

議案第 10 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の制定等に伴い、条例の規定を整備するため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成１２年君津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第２の２７の項(１)の目中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第７６条第１項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１５条第１項」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項(２)の目中「第８条第１号イ(２)」を「第１０条第１号イ(２)」に改め、同表３０の項中「(平成２７年法律第５３号)」を削り、同項(１)の目中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項(２)の目中「第８条第１号イ(２)」を「第１０条第１号イ(２)」に改め、同表３３の項(１)の目中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第 2（第 2 条）		別表第 2（第 2 条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1～26 省略		1～26 省略	
27 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第 54 条第 2 項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（30 の項及び 33 の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 と認められたものである場合	27 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第 54 条第 2 項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項____に規定する登録建築物調査機関____（30 の項及び 33 の項において「登録建築物調査機関」という。）により、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 と認められたものである場合

	ア～エ 省略 (2) その他の場合 ア～ウ 省略 エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) <u>第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは85,000円、300平方メートルを超えるときは142,000円</u> (イ) 省略		ア～エ 省略 (2) その他の場合 ア～ウ 省略 エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) <u>第8条第1号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは85,000円、300平方メートルを超えるときは142,000円</u> (イ) 省略	
28～29	省略		28～29	省略
30	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請</u> (同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は	30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号) <u>第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請</u> (同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物調査機関 <u>に</u> より建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2－1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア～ウ 省略

(2) その他の場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2－1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア～ウ 省略

(2) その他の場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方

	メートル以上のときは 142,000円 (イ) 省略		メートル以上のときは 142,000円 (イ) 省略
31～32 省略		31～32 省略	
33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第30条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの(都市計画区域内のものにあつては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査	33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物調査機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第30条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの(都市計画区域内のものにあつては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査

済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5)と認められたものである場合
ア～ウ 省略
(2) 省略

3 4～5 3

備考 省略

済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5)と認められたものである場合
ア～ウ 省略
(2) 省略

3 4～5 3 省略

備考 省略